

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 5 年 6 月 2 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 中会議室 4
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
阿久津正晴，今村一真，加藤尚弘，羽成英臣，蛭田清人
 - (2) 執行機関
白田敏範，鈴木和男，立石忠一郎，青木昌弘，赤坂麻理子，小坂部勝久，嘉成将大，大高洋平，園岡藍，所紫織，杉山健一，畑岡正彦，林忠勝，高瀬賢一，折本秀明，柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 格付工種の落札状況について（非公開）
 - (2) 令和 4 年度下期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和 4 年度下期抽出案件審議（6 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（6 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 格付工種の落札状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札と指名競争入札の区分について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、予定価格が1,000万円以上の工事が一般競争となります。ただし、仮設校舎賃貸借など一般競争入札に付するための参加業者数が確保できない場合には、高額であっても指名競争入札となります。
<p>[抽出案件]</p> <p>1 新斎場建設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVの設置に係る水戸市の要件について説明願いたい。 ・構成員の資格については、どのような要件を定めているのか。 ・高い落札率の要因や、同時期の落札率の傾向について説明願いたい。 ・予定価格は事前公表か。また、茨城県や他市町村ではどのような扱いになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程に基づき、予定価格に合わせてJV数を決めています。建築工事については1億2,000万円以上が2JV、5億円以上が3JV、15億円以上が4JVとなります。 ・本工事においては、代表構成員にのみ施工実績を求めています。また、構成員2、3及び4については、水戸市内に本店を置くことを要件としています。工事の内容によっては、代表以外の構成員にも建設業の許可や施工実績を求める場合もあります。 ・建築資材や金属類、燃料の高騰が主な要因として挙げられ、同時期の建築工事についても同様の傾向が見られます。中には、スライド条項の協議により物価上昇に合わせた価格の変更契約を結んだ大型工事もありました。 ・水戸市については、予定価格は事前公表としており、茨城県も事前公表となっています。県内でも同様に事前公表としている市町村が多いですが、中には事後公表としている市町村もあります。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格はどのように積算されているのか。 ・ 近年の資材高騰については、その積算が実勢に追いつかなかったということか。 ・ スライド条項の内容と、近年の物価上昇の実情を鑑みた動向について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は、共通の単価を用いた単価表を作成の上決定しています。一般的な資材であれば、年間を通して定めている材工共、特殊な材料や工法の場合は刊行本や見積書、カタログ等を活用し、掛け率をかけることで単価の採用を行います。 ・ 共通単価に実勢が反映されるまでにはどうしても時間差が発生してしまうほか、発注後に物価が高騰するケースもあります。その場合はスライド条項の活用も視野に入れながら、受注者との間で協議をしていくこととなります。 ・ スライド条項の適用は、契約時の約款に盛り込まれています。契約額の1%を超える価格高騰があった場合に契約変更の協議を行い、協議が成立すれば設計変更の契約を行う、というのが基本的な内容です。 建築の中でも特に大規模の工事については施工期間が長期に渡ります。物価の不安定な時期は先行きが不透明になるため、入札の不調や高落札率の契約が増えると考えられます。
<p>2 新斎場建設火葬炉設備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考見積りの結果と設計額、落札額との相関について説明願いたい。 ・ 議会案件ということだが、質疑や意見等はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、プロポーザルで請負予定者を決定しています。プロポーザル後の参考見積りについて、物価情勢や資材に対する一般流通価格との比較等を行う査定をしました。結果として、今回は見積額を100%採用した予定価格となり、また予定価格に対しての落札率も100%となりました。 ・ 委員会において全員賛成をもって承認されており、特別な疑義等はありませんでした。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は県外業者との随意契約だが、その妥当性の検討はどのようになされたのか。 ・ 産業の地域偏在性が高いとのことだが、技術面での随契理由についてはどのように判断したのか。 ・ 抽出案件1は建築工事だが、本工事の施工及びプロポーザルとの関連について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備工事は技術的な専門性が高く、また多数の発注が見込まれる建設工事ではないため、関東周辺の斎場関連工事は北陸の数社により施工されているのが実情です。 予算確保段階での調査としては、他自治体における近年の施工例について、契約内容や工事規模等を比較検討し、その結果をもとにプロポーザル時の上限額を設定しています。 今回は、その上限額に沿ったプロポーザル提案がなされたということで、適切な価格であると判断しています。 ・ 火葬炉の建設は、一般的なバーナー、及びバーナーを取り付ける全体の炉を設置します。バーナーの配置箇所や、炉の耐熱構造については、熱が偏らないための専門技術が必要です。火葬炉工事の発注件数は多くないため、当該技術を持つ会社も限られます。 以上について、随契理由として適正と判断しました。 ・ プロポーザルにおいては、税込み2億3,980万円を限度額として公募をかけており、設計、施工、メンテナンスまで含めた提案を2社から受けた上で業者を決定しています。 今回の抽出案件1及び2については、新斎場を建築で施工し、その中に火葬炉を設置するという分離発注であり、双方の受注者間で連携を取りながら施工しています。

意見・質問	説明・回答
<p>3 新斎場建設工事監理委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の理由について、詳しく説明願いたい。 ・ 随意契約の適用条文は地方自治法施行令か。 ・ 今回の新斎場関連工事について、随意契約が多い印象を受けるが、その事情について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理委託の業務内容として、工事監理業務と設計意図伝達業務があります。 今回は設計意図伝達業務が含まれており、受注者が設計内容を熟知している必要があるため、実施設計を行った設計会社と随意契約を行いました。 水戸市の場合は、工事の全体規模などを勘案し、意図伝達業務と工事監理業務を一体で発注することが多いです。 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を適用しています。 ・ 新斎場関連工事の最大の特徴として、火葬炉設備工事が挙げられます。技術的特性の高さから、全体工事の一部を抜き出したプロポーザル及び随意契約が行われ、また意図伝達業務も不可欠であったために設計会社との随意契約となりました。 通常の建設工事においては、建築、電気、給排水、空調、と各専門業種に分離発注をし、競争入札を実施しています。
<p>4 開江浄水場薬品注入施設取替工事（第7号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後審査型一般競争入札では、どのタイミングで審査を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開札後、落札予定者となった時点で資格確認の書類提出を求めており、その内容が条件に適しているかどうかを確認しています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具設置の場合、機器費の占める割合が大きい傾向にあるが、JVを組ませた理由は何か。 ・ 水戸市において、工種が機械器具設置の場合は、原則としてJVを組ませる仕組みなのか。 ・ 出資比率の面において、利益とのバランスが難しいと思われるが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来この工事は、水戸市の規程上4者JVを組むべき案件です。しかし、工事の全体額に対して機器費の割合が70.22%を占めています。工事の機器製作が事業の中心となることから、出資比率が最も高くなる2者JVとして発注しました。 ・ JVを組む理由のひとつとして、地元業者の育成が挙げられます。会社実績を要件とする代表構成員が中心となり、関連の工場で機器の組み立てを行うことで、地元企業が技術を学ぶ機会を得ることができます。そういった観点から、水戸市においては必ず1者ではなく、JVとして執行しています。 ・ 出資比率に関しては、JV数に応じて最小出資比率の規定があり、2者JVの場合は最小で30%の出資比率となります。よって、代表構成員の出資比率は70%となり、本工事における製作費と同程度の割合となりました。 <p>ただし、機械器具設置は主に上水道や下水道の水処理施設の機器製作に係る工事が多く、一般的には80%や90%に近い製作費になるものが多いです。</p> <p>この製作費と出資比率の観点から、入札への参加を見送った業者もいたのではないかと推察しています。</p>
<p>5 枝内取水塔取水ポンプ取替工事(その2)(第22号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプの購入が設計の大部分を占めているが、積算価格はどのように設定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプの購入費については、見積り額を採用しています。今回の工事は、既存施設の老朽化に伴う取替工事であるため、現行品と同じ仕様での発注です。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が2者にとどまった要因について、どのように考えるか。 ・旧式の仕様を維持することにより、入札参加者が減っているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事のメインとなるポンプについて、製造メーカーが2社に限られる点が挙げられます。珍しい型のポンプであることから、調達に時間を要してしまう等の理由により入札参加者が少なくなったと考えられます。 ・ポンプを新式に更新するためには、併せて電気設備も刷新する必要があります。今回は時間的、予算的余裕がなかったため、ポンプの仕様は変えずに取替えを発注しました。今後は、業者が入札に参加しやすくなるよう、ポンプ本体を一般的な仕様を更新しての設計を組む予定です。
<p>6 配水管布設替工事（第18工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事と水道布設替工事を同一業者に施工させたことによる経費削減の内容について、説明願いたい。 ・他の水道布設替工事と比較して、請負額が大きいですが、その理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事と水道布設替工事をまとめることにより、道路の最終的な舗装や復旧が一度で済みます。その重複部分が水道工事の設計から省かれることで、水道を単独で工事するときと比べて安く施工することができます。 ・工事費は、工事場所や内容、配管の材料によって大きく変わります。今回は、工事場所が交差点であったため、既存設備を避けての配管作業や、水を止めるためのバルブが必要でした。それらの理由から、類似工事と比較して工事費が高くなっています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事が競争入札ではなく随意契約とされた経緯について、説明願いたい。 ・本件と類似した工事の場合は、すべて随意契約とせざるを得ないのか。 ・道路改良工事と水道布設替工事をまとめて、最初から一体の工事として発注することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は、先に道路工事が施工されており、道路の構造を強くするために土を入れ替える路床入替えが行われました。その過程で水道管が露出してしまいう箇所があり、移設が必要となったものです。 以上の経緯から、安全適切な施工を確保する必要性があり、併せて履行期間の短縮、経費の縮減についての有利性が確認できたため、随意契約としての発注となりました。 ・例えば、用地買収等が先行して行われており、道路工事の前に水道移設工事をする時間がある場合であれば、先に水道工事を単独で発注して水道管を歩道へ移設し、その後に道路工事を施工する、ということで個別に入札することは可能です。 しかし実際には、用地買収から工事の施工まで時間的余裕がないのが一般的です。その場合、一つの区切った施工ヤードの中で一連の水道移設工事と道路工事を進めるためには、同一の工事管理の中で施工の方が合理的、経済的であると判断され、随意契約となります。 ・道路改良工事と水道布設替工事を一体の工事として発注することは難しいです。理由としては、執行権者が市長と上下水道事業管理者で異なることや、各主管課で有する管理基準をもとに補償や完成検査を行っていることが挙げられます。 各管理者が責任を持って工事を完成させることを前提とした上で、工事期間や経費縮減の合理性を総合的に鑑みて、当該発注形式を取っているものです。